

第二十條 會長は本聯合會の代表者にして會務を総務す

第二一條 會計は會計事務を處理す

第二二條 會計監査は本聯合會の會計を監査するものとする

第二三條 役員任期は一年とする

但し再選を妨げず

第四章 會費及會計

第二四條 加盟聯合會（又は組合）は總會員（若し付

るものとする

録は本聯合會に送らる

第二五條 本聯合會に既納の會費及寄附金は一切返還せず

第五章 加盟 及 脱退

第二六條 本聯合會に加盟せんとする組合は其の組合の經歷及び聯合會費たるべき

構成員の住所氏名、役員名を規約に聯合會費と添へ申出むべし

第二七條 本聯合會に加盟に際しては既に加盟せる組合の承認を要す

第二八條 本聯合會を脱退せんとする組合はその理由を付し届出するを要す

第六章 罰 則

第二九條 本聯合會の主張規約に違反したるものは個人たりし組合たりしを問はず

中央委員會の決議により除名す

第七章 補 則

第三〇條 本規約は中央委員會にあらざれば変更することを得ず

第三一條 本規約に基く施行細則は常任委員會之を定む